

島根海区漁業調整委員会指示第 26-1 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定により、島根海区海面におけるふぐ浮延縄漁業について、次のとおり指示する。

平成 26 年 12 月 26 日

島根海区漁業調整委員会会長 岸 宏

1 制限の内容

島根海区海面においては、ふぐ浮延縄漁業（スジ縄漁業）を操業してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成 27 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までとする。